

## 「平成26年度 第2回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会」概要

日 時	平成26年11月21日（金） 午後2時～午後4時
場 所	北館2階第3会議室
出 席 者	委員 岩尾 實（芦屋市自治会連合会） 新谷 勝彦（芦屋市商工会） 若林 敬子（芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会） 雑賀 潮美（美化推進員） 村上 卓志（美化推進員） 関係機関 小牧 直文（芦屋警察署 生活安全課長） 下川 裕治（兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所企画課） ※代理出席 行政関係者 野間 靖雅（芦屋市教育委員会 学校教育課主査） 近田 真（芦屋市市民生活部 経済課長） 山中 辰則（芦屋市市民生活部 環境施設課長） 事務局 大上 勉（芦屋市市民生活部 環境課長） 阿南 龍虎（芦屋市市民生活部 環境課係長） ※日程調整等がつかず当日参加できなかった委員については、「委員名簿」を参照下さい。
事 務 局	市民生活部 環境課

第2回の会議では、芦屋市市民マナー条例推進計画（計画書P31参照）の重点プロジェクトのうち、市と地域との協働による「まちかどキャンペーン」や「啓発パトロール」等の候補を抽出するため、各委員の所属団体等において、市民マナー条例違反等でお困りの事案、そして実施可能な具体的な取組等について、事前に提出いただいた意見等を中心に議論しました。

なお、重点プロジェクトにこだわらず、会議中にいただいた意見等を踏まえ、市と地域が協力して行うことが可能と判断した具体的な取組については、会議後の進捗状況についても追記させていただいています。

※連絡会の中で使用した資料等については、別添資料を参照下さいますようお願いいたします。

### 1. 事務局あいさつ

省略

### 2. 第2回より参加の委員の自己紹介

省略（委員名簿参照）

### 3. 報告事項

9月28日（日）マナー啓発協働キャンペーンについて

実施内容については、詳細は市ホームページ（「市民マナー条例」で検索）参照。

なお、当日の様子については、芦屋市広報番組「あしやトライあぐる」のトピックスとしても、10月下旬に放映されました。

今後も、さまざまな団体様と協働することにより、周知啓発を効果的に行っていきたいと考えています。

#### 4. 協議事項

##### (1) 地域でお困りの違反行為等の事例について

###### ア. 事前にいただいた主な意見等（詳細は別紙資料（ホームページ上に添付）参照）

- ・バス停付近でのたばこのポイ捨て
- ・公園の植え込みなど見えにくいところへの空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置
- ・決まった場所（道路上）での犬のふんの放置
- ・歩行喫煙

###### イ. 会議の中で出たその他意見等

- ・犬のふんは地面に落ちてからだと、取っても少し地面についてしまうため、犬がふんをする体勢になった時に、地面に着くまえにビニールの袋で受けるように自分はしていた。飼い主のかたにはそれくらいしてもらってもいいじゃないか。

##### (2) 今年度中に実施可能な市民・事業者主体による具体的な取組について

###### ア. 事前にいただいた主な意見等（詳細は別紙資料（ホームページ上に添付）参照）

- ・自治会掲示板の活用
- ・自治会だよりの活用
- ・会合などの機会の活用
- ・地域の催しの活用
- ・違反行為が目立つ場所でのキャンペーン

###### イ. 会議の中で出たその他意見等

- ・自治会掲示板を活用する場合、啓発チラシには、違反者に対して、勧告し、命令に従わない場合に罰金となるのであって、違反するとすぐ罰金というような誤解を与えない表記とすべき。
- ・犬のふんについては、自治会掲示板等だけでなく、公園内に景観に配慮したようなデザインの看板を設置してはどうか。
- ・違反者には、「なにやっとなねん」という注意の仕方ではなく、にっこり笑いながら、お互い声をかけてというように、時間をかけて繰り返していくことで浸透してくもの。

##### (3) その他の事前にいただいた意見等

- ・地域でよくゴミが捨てられる場所での清掃を日ごろから行っていると、ゴミがだいぶ減ってきた。「ゴミはゴミを呼ぶ」の逆で「清潔は清潔を呼ぶ」ということを実践・実感できたので、ゴミがあればその都度清掃するという地道な努力を続けることが、結果としていい方向に向かうと思う。
- ・条例の周知は必要だが、芦屋川沿いやJR芦屋駅付近での啓発用ののぼり旗は多すぎると美観、景観を損ねる。

#### (4) 市内部の他課との連携

##### ア. 学校教育課

小学校3年生で「わたしたちのまち芦屋」という、先生たちで作った教材があり、現在、市民マナー条例については載っていないが、次回改訂が平成27～28年度に予定されているので、その中で紹介すれば、芦屋の公立小学校では、小学校3年生で市民マナー条例について学ぶ機会をつくることのできるかもしれない。

##### イ. 環境施設課

市内の各小中学校へ夏休みの課題として環境ポスターを依頼しており、入選作品を現在市役所本庁舎へ掲示している(12月4日まで)。その中でポイ捨てや歩きタバコ等市民マナー条例に関する作品もある。これらの作品を各学校及び保護者等の了解を得て、市民マナー条例のホームページ上で紹介してもらい、周知啓発に活用する。

また、11月28日、29日にリユースフェスタの会場において、市民マナー条例の啓発チラシ等の配布を行うことは可能(実施済み)。

##### ウ. 経済課

「第17回(平成26年度)全国農業担い手サミット」という全国から来場される会議が本年は兵庫県で開催され、芦屋のまちを紹介する中で市民マナー条例のチラシを使って紹介はさせてもらった。

また、12月6日(土)のヴィッセル神戸の試合会場及び12月11日(木)の神戸ルミナリエの会場に芦屋市のブースを置かせてもらうことになっており、芦屋の観光案内等に合わせて、市民マナー条例のチラシ等を置くことは可能。

#### 5. 決定事項(今年度実施する方向で進める具体的な取組)

##### (1) コミスクのイベントを活用した周知・啓発

12月7日(日)10時から朝日ヶ丘小学校にて開催される朝日ヶ丘コミスクのイベント(餅もちフェスタ)において、啓発チラシ等を配布させていただく。なお、当日の様子は2月下旬に放映される芦屋市広報番組「あしやトライあぐる」の市民マナー条例の特集で紹介する予定。なお、朝日ヶ丘コミスクコミスクで実施することにした理由は、朝日ヶ丘小学校周辺では、過去から飼い犬のふんの放置に対する苦情が多いため優先的に実施させていただくこととした。

##### (2) 自治会掲示板・回覧板等を活用した周知・啓発

チラシには各自治会と市の連名ではなく、市と市民マナー条例推進連絡会の連名とする。

##### (3) まちづくり懇談会(自治会連合会主催)を活用した周知・啓発

11月27日(木)に開催されるまちづくり懇談会では、各自治会長が参加する。その場にて、市民マナー条例の啓発チラシと芦屋市市民マナー条例推進計画(概要版)を配布し、市民生活部長より、各自治会等において、周知啓発をお願いする(実施済み)。

##### (4) 芦屋市生涯学習出前講座の活用(生涯学習課所管)

芦屋市生涯学習出前講座に市民マナー条例を追加する。更新は年度ごとのため、平成27年度より登録することとする。それまでの間は、要請があれば調整し、実施を検討する。

(5) 芦屋市商工会主催（事務局：経済課）の芦屋市のPR動画（youtube）を活用

芦屋市商工会が主催する芦屋市のPR動画の一部に環境課が出演し、「市民マナー条例を守りましょう」というようなテロップを入れていただく。

(6) 環境ポスター（環境施設課所管）入選作品の市ホームページへの活用

上記4（4）イ. のとおり。

(7) リユースフェスタ（環境施設課所管）の活用

上記4（4）イ. のとおり。

(8) ヴィッセル神戸の試合会場における芦屋市ブースの活用（経済課所管）

上記4（4）ウ. のとおり。

(9) 神戸ルミナリエの会場における芦屋市ブースの活用（経済課所管）

上記4（4）ウ. のとおり。

6. 検討事項（今後、実施可能か検討していく項目）

(1) 飼い犬の放し飼いやふんの放置についてのパトロール実施方法について

犬を飼っている方に協力員という形で募った方が効果的ではないかとの意見をいただく。

飼い主に協力を依頼するとした場合、方法として以下の3つの方法が考えられる。

- ① 芦屋動物愛護協会に協力依頼する。
- ② 環境課で実施する狂犬病予防の集合注射に来られる飼い主に依頼する。
- ③ 獣医さんに協力してもらう。

協力員には、リストバンドのような目印となるものを付けてもらい、そういう方が増えてくると、違反行為がしにくくなると考えられる。

(2) バス停付近での喫煙行為、吸い殻等のポイ捨てについて

喫煙禁止区域内のバス停でなければ、立ち止まった喫煙は禁止行為ではないものの、バス停付近では、お子さんや妊婦さんがいる場合などもあり、受動喫煙の観点からも、ポイ捨てにつながる行為でもあることから、路線バス会社等の協力を得て、バス停に連名で啓発看板など設置する。

(3) 小学校3年生で学ぶ「わたしたちのまち芦屋」という教材の活用

上記4（4）ア. のとおり。

7. 今後のスケジュール等について

第3回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会 2月中下旬頃（予定）

内容：今年度の取組の総括、来年度の取組に向けて

<お問合せ>

芦屋市 市民生活部 環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL：(0797)38-2050

担当：大上、阿南